

## 真鶴町高齢者等ごみ出し支援実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は真鶴町で暮らす高齢者等が生活ごみを集積場所まで運ぶことが困難で、支援者のいない方に対しごみ出しの支援をすることにより住民の安全及び福祉増進を図る。

### (対象者)

第2条 ごみ出し支援を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、生活ごみのごみ出しが身体的な要因により、地域の集積場所まで運ぶことができないと認められる世帯(者)とする。

- (1) おおむね75歳以上のひとり暮らし又は高齢者だけの世帯の者
- (2) 重度障害者だけの世帯の者
- (3) 高齢者と重度障害者だけの世帯の者
- (4) 前各号のほか身体的な要因により、ごみ出しをすることが著しく困難な者

### (対象となる生活ごみ)

第3条 粗大ごみを除いた町が収集する品目とし、分別されているもの

### (利用料)

第4条 利用料は1回につき100円とする。

### (申請)

第5条 第2条の対象者で、町に支援を依頼しようとする者は、真鶴町高齢者等ごみ出し支援申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

### (調査)

第6条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに町職員により必要な調査を（第2号様式）により行うものとする。

### (決定)

第7条 町長は、前条の調査結果をもとにして可否を決定し、速やかに申請者に対し、真鶴町高齢者等ごみ出し支援決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (支援の実施)

第8条 生活ごみに限り戸別収集を町委託事業者等が実施する。

- 2 支援回数は、週1回とする。
- 3 支援する曜日は平日に限り、また場所は玄関前等とする。

### (利用者の責務)

第9条 利用者は、町との協議により決定した事項を守らなければならない。また、収集日に留守等により、支援を利用しないときは、当該日の前日までに担当課にその旨を連絡するものとする。

### (支援の中止等)

第10条 利用者は、支援の中止又は変更する場合は、真鶴町高齢者等ごみ出し支援利用中止（変更）届（第4号様式）を速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定により支援の中止又は変更をする場合は、真鶴町高齢者等ごみ出し支援中止（変更）通知書（第5号様式）により利用者へ通知するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。